

平成28年（行ウ）第161号、同第43号

美浜原子力発電所3号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

〔期日 05/10 14:30〕

原告 石地優ほか72名

被告 国（処分庁 原子力規制委員会）

弁論の更新に当たって

2021年（令和3年）5月10日

名古屋地方裁判所民事9部A2係 御中

原告ら代理人弁護士 北村 栄 ほか

第1 国策としての核燃料サイクルとその破綻

1 2005年に閣議決定された原子力政策大綱は「核燃料サイクルの確立を国の基本方針としてきた。」としています。核燃料サイクルは ①軽水炉使用燃料の再処理と②高速増殖炉による核燃料の再利用の2本柱です。この方針は2011年3月11日の福島原子力発電所事故後、既に10年経過しましたが、今なお維持されています。

2 しかし、核燃料サイクルは既に破綻しております。

(1)高速増殖炉もんじゅの廃炉：2018年3月28日 原子力規制委員会がもんじゅの廃炉計認可されました。もんじゅ廃炉の後継としてフランス政府主導の次世代高速炉実証炉アスリットへの研究参加も、2018年11月フランス政府の計画凍結により頓挫しました。

(2)軽水炉使用燃料の再処理については、六ヶ所再処理工場は20年以上も稼働しておらず、2020年7月に安全審査がなされたものの、工場の竣工は目途が立っていません。

3 一方、高レベル放射性廃棄物の最終処分の目処も全く立っておりません。

本件運転期間延長認可との関係で重要なことは、使用済燃料は全量再処理の対象とされているので、その「最終処分」はいわゆる深地層処分の対象とはなっていないことに留意する必要があります。

第2 使用済燃料の危険性は福島第一原子力発電所事故で判明しました。

使用済燃料の危険性は福島第一原子力発電所の惨事までは社会的に周知されていませんでしたが、福島第一の惨事の際に浮き彫りになりました。3号機と4号機の使用済み燃料プールが冷却材を失いつつあって過熱の危機にさらされているのではと危惧のため、注水作業が必死で展開されました。

第3 原子力発電稼働についての福井県知事の使用済燃料に対する不安と要求。

福井県は2003年6月以降、一貫して使用済燃料の中間貯蔵施設設置を求め、県内の原発稼働に同意する条件としてきております。

資料によれば、美浜、高浜、大飯原発（但し廃炉が決定されている美浜1、2号機は除かれている。）の2015年9月末時点の使用済燃料貯蔵量に4サイクル運転分の使用済燃料を加算したとき、美浜は72%、高浜は90%、大飯は92%の貯蔵量となるとされています。この数値は、これら原発の敷地内の使用済燃料プールではとくに保管限度を超えている事実を示しております。福井県知事は県民の生命財産を守る立場から、稼働を認める条件として各原発内に保管されている使用済燃料の県外搬出を求めているに外なりません。

第4 段階的規制論の不当性について述べます。

- 1 被告は、①原子力等規制法は、いわゆる段階的安全規制を採用しており、設置変更許可申請の段階では、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項のみが審査されるものであること、②使用済燃料の処分の方法は、原子炉の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項

ではない、③使用済燃料の処分の方法について設置許可申請書に記載が要求されているのは「発電用原子炉が平和目的以外に利用されるおそれがないこと」という要件の判断資料とするためであり原子炉の安全性に関する審査に関するものではない、と主張しています（被告の第10準備所面51～54頁）。この被告の主張は伊方原子力発電所最高裁判決（2002/10/29判決）のいわゆる段階的規制論に沿う主張です。

しかし、段階的規制論は極めて不当です。

先ず、述べなければならないことは、伊方最高裁判決当時とは、立法事実が大きく異なっていることです。核燃料サイクルは破綻し、高レベル放射性廃棄物乃至使用済燃料の処分の目処が立っておりません。東京電力福島第一原子力発電所事故で使用済燃料の危険性が判明しました。そうであるのに、行き場のないまま大量の高レベル放射性廃棄物や使用済燃料が存在しています。

被告のいう段階的規制論では国民の安全が守れないという現実があります。

- 2 段階的規制論が不当である理由は第一には、使用済燃料の最終処分乃至高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する安全審査は基本設計の安全性に関わる重要な事項ですから、もともと原子炉設置乃至変更許可処分の段階で審査すべき事項だという、当たり前の理由です。

原子炉等規制法第43条の3の5②項は設置変更許可申請書に「使用済燃料の処分の方法」に記載を求め、同法第43条の3の6①項は「原子力規制委員会は、前条第1項の許可の申請があった場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。」とし、その四号は「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」との法の定め方をしています。この定め方によっても、原子力等規制委員会が、

- ①高レベル放射性廃棄物の最終処分の目処が立っていないこと、

- ②使用済燃料について最終処分を含めた処分方法の目処がないこと、
- ③使用済燃料の保管の長期化、
- ④使用済燃料の保管量の増大等

から惹起されるところの防災上の危険や平和利用の原則への危惧に関する裁量基準を定めることは文理上可能です。

- 3 第二に、本件は運転期間延長認可に関わる事案です。設置変更処分は、工事計画認可処分、保安規定変更認可処分、そして運転期間延長認可と続く一連の処分の、最初の前提処分であり、後続の処分を当然に予定しています。

最初のそして前提となる設置変更認可処分において高レベル放射性廃棄物及び使用済燃料の最終処分の安全性については審査事項とならなければなりません。

- 4 第三に、原子力規制委員会設置法が定めている原子力規制委員会の目的、任務、職権が段階的規制を否定しているということです。

ア 同法1条は、同法の目的を掲げています。i 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害の除去、ii 事故の発生を常に想定し、その防止に最善且つ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策の策定と実施する事務、iii 同策定及び事務の一元的化、です。

又、同法3条は原子力規制委員会の任務を、i 国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、ii 原子力利用における安全の確保を図ることと定めています。

これらの法令によれば、防災上の危険や平和利用の原則そして環境の保全への危惧への対応措置を取ることは、原子力規制委員会の職務権限に属する事項であることに疑いはありません。

- 5 第四に、段階的規制論によれば、使用済燃料や高レベル放射性廃棄物の最終処理の安全性について、設置変更認可処分段階、工事計画認可処分段階、保安規

定変更認可処分そして運転期間延長認可のどの段階（４つの段階があるけれどもそのどの段階でも）でも安全審査はされないこととなります。本件運転延長認可処分されてしまえば、今後２０年間原子力発電所が運転され使用済燃料や高レベル放射性廃棄物が増大し続けるのに、その安全性について原子力規制委員会が段階的規制論を振りかざしながら、実際には使用済燃料に関する安全性を全く審査をしないのは、原子力規制委員会設置法が定めている原子力規制委員会の目的、任務、職権に反するものであって、無責任というほかありません。

使用済燃料は前に指摘したとおり「全量再処理」の対象とされており、最終処分の対象となっていないので、原子力規制委員会が使用済燃料の処分の方法については所管官庁となります。したがって、運転期間延長に伴い増大する当該原子力発電所の使用済燃料について、その処理について当該基準を設けていないのは明らかに職権不行使の違法があります。仮に設置変更認可について裁量基準を設けないのであれば、少なくとも、運転期間延長認可につき、原子力規制委員会はその職務権限を行使し、「事故の発生を常に想定し、その防止に最善且つ最大の努力をしなければならない」との観点から、①裁量基準を定めよう、②裁量権行使をすべきです。

6 これらをせずに、設置変更乃至運転期間延長を認可したのは裁量権を濫用乃至逸脱した違法がある。

第5 政治学者の丸山真男が指摘するように誰も責任を取らない壮大な無責任体制のなかで、戦争への道を一步々歩み、戦争に突入し最後は広島と長崎に原子爆弾を投下されるなどして日本を廃墟とした歴史を、私達は改めて思い出す必要があります。

段階規制論は原子力安全行政における無責任体系を取り繕う議論といわなければなりません。